

# 特定個人情報保護評価書（個人住民税事務全項目評価書）（素案）の概要

## 1 評価書の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」により導入されたマイナンバー制度の実施に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）の取扱いや情報漏えい、その他のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する「特定個人情報保護評価書（個人住民税事務全項目評価書）」を作成し、公表することとされている。

作成した評価書は住民からの意見を募集し、姫路市個人情報保護審議会による第三者点検を経て、国の機関である個人情報保護委員会へ評価書を提出し、公表する。

## 2 評価書公表の目的

特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えい、その他のリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講じることを公表し、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止していることを宣言することで、住民の信頼を確保するもの。

## 3 評価再実施の経緯

マイナンバー制度の実施に伴い、個人住民税事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）については、すでに公表しているが、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針により、直近の評価書の公表から 5 年を経過する前に特定個人情報保護評価を再実施するよう努めることとされており、評価の再実施を行うもの。

## 4 評価書の内容

### (1) 保有する特定個人情報ファイル

#### ① 個人住民税ファイル

目的：個人住民税の適正かつ公平な賦課及び徴収

内容：個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、住民税関連情報、国税関連情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報など

### (2) 実施するリスク対策

#### ① 特定個人情報の入手

- ・目的外の入手が行われるリスク
- ・不適切な方法で入手が行われるリスク 等

#### ② 特定個人情報の使用

- ・目的を超えた紐付けが行われるリスク
- ・権限のない者によって不正に使用されるリスク 等
- ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - ・委託先による特定個人情報の不正入手に関するリスク
  - ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 等
- ④ 特定個人情報の提供・移転
  - ・不正な提供・移転が行われるリスク
  - ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 等
- ⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続
  - ・目的外の入手が行われるリスク
  - ・安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク 等
- ⑥ 特定個人情報の保管・消去
  - ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 等
- ⑦ 監査
  - ・自己点検
  - ・監査
- ⑧ 従業者に対する教育・啓発

## 5 評価書作成の時期

一定期間（5年）ごと、又は重要な変更があったとき